（調整官の設置期間の特例）

第十条　第三十八条第二項の調整官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第四十四条第二項及び第五十条第二項の調整官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例）

第十一条　第四十四条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生課の設置期間の特例）

第十二条　第四十四条第一項の環境再生課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十三条　第四十四条第一項の仮置場対策課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十四条　第四十四条第一項の廃棄物対策課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十五条　第五十条第一項の中間貯蔵総括課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十六条　第五十条第一項の工務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十七条　第五十条第一項の輸送課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第十八条　第五十条第一項の管理課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第十九条　第五十条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（土壌再生利用推進課の設置期間の特例）

第二十条　第五十条第一項の土壌再生利用推進課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地企画課の設置期間の特例）

第二十一条　第五十条第一項の用地企画課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地補償課の設置期間の特例）

第二十二条　第五十条第一項の用地補償課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所の設置期間の特例）

第二十三条　第六十条第二項の県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（調整官の設置期間の特例）

第十条　第三十五条第二項の調整官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第四十一条第二項及び第四十七条第二項の調整官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例）

第十一条　第四十一条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生課の設置期間の特例）

第十二条　第四十一条第一項の環境再生課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十三条　第四十一条第一項の仮置場対策課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十四条　第四十一条第一項の廃棄物対策課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十五条　第四十七条第一項の中間貯蔵総括課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十六条　第四十七条第一項の工務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十七条　第四十七条第一項の輸送課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第十八条　第四十七条第一項の管理課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第十九条　第四十七条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（土壌再生利用推進課の設置期間の特例）

第二十条　第四十七条第一項の土壌再生利用推進課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地企画課の設置期間の特例）

第二十一条　第四十七条第一項の用地企画課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地補償課の設置期間の特例）

第二十二条　第四十七条第一項の用地補償課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所の設置期間の特例）

第二十三条　第五十七条第二項の県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。